

# 公の施設の指定管理者における業務状況評価

平成30年5月29日

|     |                   |     |             |
|-----|-------------------|-----|-------------|
| 施設名 | 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設 | 所管課 | 水産振興部 漁港漁場課 |
|-----|-------------------|-----|-------------|

## 1 施設の概要

|        |  |      |                      |
|--------|--|------|----------------------|
| 指定管理者名 | 高知県漁業協同組合  | 指定期間 | 平成28年4月1日～平成33年3月31日 |
| 施設所在地  | 土佐市宇佐町宇佐及び須崎市浦ノ内下中山(宇佐漁港区域内)   |      |                      |
| 事業内容   | 1 施設の利用の許可に関する業務<br>利用許可、既許可事項の変更許可、許可に関する条件附加、許可の取消し、申請指導等<br>2 利用料金の収受に関する業務<br>利用料金の徴収、利用料金の制定、利用料金の減免及び還付<br>3 施設の維持管理に関する業務<br>施設の定期的な巡視点検、損傷箇所等の修繕又は応急対応、施設周辺の清掃美化等<br>4 施設の運営管理に関する業務<br>船舶係留場所の配置選定、陸上保管施設の開閉時間等の調整等<br>5 県、関係機関、地元漁業者との連絡、調整<br>放置船の確認、県及び関係機関への連絡、利用者からの苦情処理等  |      |                      |
| 施設内容   | 1 施設区分<br>(1) 水域係留施設…施設所在地区名・施設数・係留可能隻数<br>橋田(2施設55隻)、新町(5施設115隻)、福島(2施設52隻)、塩浜(6施設21隻)、<br>灘(11施設124隻)、井尻(2施設49隻)、竜(1施設2隻)、荻浜(2施設30隻)、<br>宇津賀(2施設9隻)、堂ノ浦(1施設10隻)、入戸(1施設8隻)、白鷺(1施設4隻)<br>計12地区、36施設、479隻<br>(2) 陸上保管施設…施設所在地区名・施設数・保管可能隻数<br>橋田(1施設100隻)<br>2 利用料金区分…月額<br>(1) 水域係留施設<br>①係船環A(21施設) 船長6m未満…2,725円 船長6m以上…3,325円<br>②係船環B(8施設) 船長6m未満…1,725円 船長6m以上…2,125円<br>③係船環C(5施設) 船長6m未満…500円 船長6m以上…600円<br>④浮き桟橋(2施設) 船長6m未満…3,725円 船長6m以上…4,325円<br>(2) 陸上保管施設<br>①船舶保管施設(1施設)…1隻の船長1フィートあたり…510円<br>※当該利用料金額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。<br>1月未満及び1フィート未満の端数については、1月及び1フィートとして計算する。 |      |                      |
| 職員体制   | 常勤職員： 7 人      非常勤職員： 人      合計： 7 人   |      |                      |

## 2 収支の状況

単位：千円

|              |         | 平成28年度(決算) | 平成29年度(決算) | 平成30年度(予算) |
|--------------|---------|------------|------------|------------|
| 収入           | 県支出金    | 0          | 0          | 0          |
|              | 使用料・手数料 | 17,652     | 17,821     | 20,000     |
|              | その他     | 0          | 0          | 0          |
|              | 収入計 (a) | 17,652     | 17,821     | 20,000     |
| 支出           | 事業費     | 0          | 0          | 0          |
|              | 管理運営費   | 5,088      | 5,452      | 5,899      |
|              | 人件費     | 10,480     | 10,280     | 12,000     |
|              | 県への納付金  | 2,065      | 2,083      | 2,101      |
|              | その他     | 0          | 0          | 0          |
|              | 支出計 (b) | 17,633     | 17,815     | 20,000     |
| 収支差額 (a)－(b) |         | 19         | 6          | 0          |

### 3 利用状況

|                       | 平成28年度(実績)  | 平成29年度(実績) | 平成30年度(目標) |
|-----------------------|---|------------|------------|
| ①年間利用船舶数<br>(年度末許可隻数) | 399(384)  | 417(370)   | 399        |
| ②利用者意見等の反映            | ○ 利用者アンケート等の実施状況(時期・方法・回答数・調査結果等)<br>受付窓口、現場職員への申し出、電話による苦情等、日頃のやりとりの中で、指定管理業務に関する要望等を受け付けている。                      |            |            |
|                       | ○ 利用者意見等を踏まえた対策<br>浮き棧橋のフロートの清掃を毎年実施している。また、安全対策としてフロートの改良を実施している。  |            |            |
|                       | ○その他  |            |            |
| ③その他特記事項              | 利便性の良い浮き棧橋は空き待ちになっていることや船舶の大きさによっては係留施設が空いていても希望する場所に係留できないケースがあること、係留施設によっては地理的に悪条件の場所があることなどから積極的に空き施設の募集は行っていない。 |            |            |

### 4 平成29年度業務評価

| 項 目           | 状 況 説 明   |
|---------------|---|
| ①適正な管理運営の確保   | 陸域保管施設の現場管理のため2名、水域係留施設の巡視のため1名の職員を雇用し、またトラブル等に対する漁協職員の応援体制も整っているため、日々の業務については概ね仕様書どおりの業務が達成できている。<br>利用者に船舶の定期的な見回りや船舶変更時の届出義務を周知する通知を行った。<br>利用許可の更新手続が遅延する者については手続を行うよう指導し、利用料の滞納者に対しては許可の取消を行うとともに、債権管理の適正化に努め、利用料の納期内納付を徹底させるよう指導している。 |
| ②利用者サービスの維持向上 | 施設の定期的な巡視点検、損傷箇所の修繕又は応急対応、施設周辺の清掃美化、係留(保管)場所の配置選定、陸上保管施設の運営などの業務が達成できている。<br>利用料金については、高知県漁港管理条例で規定している額(県直営係留施設の利用料金)よりも低額に設定し、利用者サービスに努めている。  |
| ③利用実績         | 数年前から利用者の高齢化などによって利用件数は減少しており、今年度の利用者数は前年度に比べ減となっている。その一方で、利便性の良い浮き棧橋は空き待ち状態となっている。船舶の大きさによっては、空きがあっても係留できないこともあり、配船位置の見直しなど工夫をして、出来るだけ申し込みに対応できるよう努めている。   |
| ④収支の状況        | 平成29年度決算は、黒字となった。<br>県への納付金(2,083千円)は期限内に納入されている。<br>平成29年度決算時においては現年過年合わせて1,431千円を超える利用料の未徴収が発生しているが、利用者に対する督促等による未収金の解消に努めている。  |
| 総合評価          | 漁港内で漁業者とのトラブルを解消するために設置した施設であり、目立ったトラブルはなく漁業者との調整がはかられている。  |
|               | <b>B</b>  |

#### 【評価の目安】

- A: 仕様書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われたもの  
 B: おおむね仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われたもの  
 C: 仕様書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要なもの  
 D: 管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要するもの